

第201800057804号  
平成30年6月18日

各市町村保育行政担当課長 様  
(中核市を含む)

鳥取県福祉保健部  
子育て王国推進局子育て応援課長  
(公印省略)

### 特定教育・保育施設等における事故の報告等について (通知)

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設等における事故の報告等の取扱いについては、平成27年2月23日付第201400175829号で通知しているところですが、この度、国から特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号)通知されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご了知ください。

また、市町村によって報告対象事故の範囲が異なっていること、国が示す重大事故の範囲に該当しなくとも、救急搬送を要すると判断される程度の事故等の場合は、要因分析を必要とし、その分析結果が事故防止に資すると考えられることから、下記2(1)③を重大事故の範囲に加える変更を行ったので、併せて御了知ください。

各市町村におかれては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を実施する施設・事業者に周知していただきますようお願いいたします。

なお、平成27年2月23日付第201400175829号通知については、本通知の施行に伴い廃止します。

### 記

#### 1 報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設(認定こども園、保育所及び私立幼稚園)
- (2) 特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)
- (3) 地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に限る。)

#### 2 報告の対象となる重大事故の範囲及び報告の取扱い

##### (1) 重大事故の範囲

- ① 死亡事故
- ② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)
- ③ 救急搬送を要すると判断される程度の事故等であった場合(次の例示のような事故が想定されるが、他の事例も含む。)

(例示)

- ・プール活動、水遊びによる事故
- ・アレルギー疾患によるアナフィラキシー症状
- ・屋外活動時の事故
- ・遊具による事故

## (2) 報告の取扱い

### ○第1報の報告

市町村又は事故が発生した施設が、上記(1)に該当すると判断した場合に提出(国事故報告様式の表面のみ記載)

### ○第2報の報告

市町村又は事故が発生した施設が、事故の程度及び事故発生状況等から、事故発生防止に資する要因分析が必要と判断した場合に提出(国事故報告様式の表面に追記及び裏面に記載)

## 3 報告様式

- 別紙1・・・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業  
地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業)
- 別紙2・・・地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブ)
- 別紙3・・・地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業)
- 別紙4・・・地域子ども・子育て支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

## 4 報告期限

- 第1報 原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日) ※報告様式の赤枠部分
- 第2報 原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。  
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

## 5 報告のルート

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び延長保育事業者【以上報告様式(別紙1)】  
施設・事業者 → 市町村(中核市を含む) → 福祉保健局 → 子育て応援課 → 国  
※東部地区の市町は直接子育て応援課へ報告すること。
- (2) 放課後児童クラブ【報告様式(別紙2)】及びファミリー・サポート・センター事業【報告様式(別紙4)】  
事業者 → 市町村(中核市を含む) → 子育て応援課 → 国
- (3) 子育て短期支援事業【報告様式(別紙3)】及び病児保育事業【報告様式(別紙1)】  
事業者 → 市町村(中核市を除く) → 子育て応援課 → 国  
中核市の事業者 → 中核市 → 国
- (4) 一時預かり事業【報告様式(別紙1)】  
事業者 → 市町村(中核市を除く) → 福祉保健局 → 子育て応援課 → 国  
中核市の事業者 → 中核市 → 国  
※施設・事業者から報告を受けた市町村は、適宜消費者庁消費者安全課に報告(消費者安全法に基づく報告)を行うこと。

## 6 公表等

報告のあった事故について、事案に応じて保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮して公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者へ情報提供すること。

なお、国に報告した情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表すること。

### 担当(別紙1報告関係)

保育・幼児教育担当 北岡 電話：0857-26-7570  
ファクシミリ：0857-26-7863  
電子メール：kitaokah@pref.tottori.lg.jp

### (別紙2～4報告関係)

子育て王国推進担当 中村 電話：0857-26-7868  
ファクシミリ：0857-26-7863  
電子メール：nakamurare@pref.tottori.lg.jp